

(参考資料2) 長岡市の環境行政の推移

年 月 日	事 項
昭和 41 年 11 月 1 日	公害の窓口開設「雪害対策課」で担当
42. 4. 1	機構改革により「市長公室調査課調査係」で担当
44. 6. 20	騒音規制法による騒音指定地域に指定される
45. 5. 1	長岡市公害防止施設改善資金融資制度を制定
45. 8. 22	長岡市公害問題研究委員会発足
46. 4. 1	機構改革により「環境をよくする部公害をなくする課」で担当
46. 5. 25	信濃川、渋海川が水域類型指定される
46. 12. 28	水質汚濁に係る環境基準告示される
47. 7. 15	「公害をなくする課試験室」で分析開始
48. 5. 8	大気汚染に係る環境基準告示される
48. 7. 1	悪臭防止法による悪臭規制地域に指定される
50. 4. 1	機構改革により「公害・交通課公害係」で担当
50. 6. 2	長岡市地下水対策協議会発足
50. 7. 29	新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示される
51. 7. 28	中越地区水資源対策協議会発足
52. 4. 30	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定される
52. 11. 15	「公害・交通課試験室」を第一下水処理場水質試験室内に移す
53. 4. 1	振動規制法による振動指定地域に指定される
53. 4. 28	猿橋川が水域類型指定される
54. 4. 1	機構改革により「企画開発部企画課公害係」で担当
54. 8. 3	公害対策基本法に基づく、騒音に係る環境基準の地域類型指定される
57. 7. 1	新潟県公害防止条例の一部改正により、深夜営業騒音が規制される
57. 8. 1	新潟県公害防止条例の一部改正により、悪臭規制地域に指定される
58. 4. 1	機構改革により「市民部生活課公害係」で担当
61. 3. 29	長岡市地下水保全条例を制定
62. 4. 1	機構改革により「市民環境部生活課公害係」で担当
平成 3. 8. 23	土壌の汚染に係る環境基準が告示される
5. 3. 8	水質汚濁に係る環境基準一部改正される
5. 4. 1	機構改革により環境保全に関する業務等を、「環境調整室」で担当
5. 7. 30	長岡市環境問題検討委員会発足
5. 11. 19	環境基本法公布・施行される
6. 2. 21	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正される
7. 4. 1	機構改革により「環境部環境対策課」で担当
8. 2. 19	「長岡市環境基本計画」を策定
8. 12. 20	「長岡市環境基本条例」公布・施行
9. 4. 1	長岡市環境審議会発足
10. 4. 1	機構改革により「環境部環境政策課」で担当
11. 4. 8	「環境保全のための長岡市役所行動計画」策定、6月1日から実施
14. 3. 22	「長岡市地球温暖化対策実行計画」及び「グリーン購入基本方針」を策定し、4月1日から実施
14. 3. 31	中越地区水資源対策協議会解散
14. 3. 19	黒川水系の環境基準がB類型に指定される
15. 3. 31	「長岡市環境基本計画」を一部改訂
16. 3. 26	「長岡市地下水保全条例」を一部改正
17. 3. 22	「長岡市希少生物の保護等に関する条例」を制定
18. 1. 1	「長岡市地下水保全条例」を一部改正
18. 3. 6	「長岡市地域新エネルギービジョン」を策定
18. 8. 30	国土交通省よりCNG車普及促進モデル地域指定を受ける
19. 4. 1	特例市移行に伴い水質汚濁防止法、土壌汚染対策法が県から事務委譲される
20. 2. 21	「長岡市地球温暖化対策実行計画(第2次)」を策定
20. 3. 31	「長岡市環境基本計画(第3次計画)」を策定
20. 12. 19	国のトキ分散飼育地に決定

年 月 日	事 項
23. 3. 31	「長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定
23. 10. 11	「長岡市トキ分散飼育センター」でトキの分散飼育を開始
24. 3. 20	「長岡市トキと自然の学習館」開設
25. 7. 1	「生ごみバイオガス発電センター」の稼働を開始
26. 3. 31	「長岡市地球温暖化対策実行計画（第3次）」を策定
26. 9. 30	「長岡市地下水保全条例」を一部改正
30. 3. 28	「第4次長岡市環境基本計画」を策定
30. 8. 18	「長岡市トキと自然の学習館 トキみ〜て」でトキの一般公開を開始
31. 3. 31	「第4次長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定